

米国特許法の大改正に関するセミナー

—米国の最新情報と日本の対応を日米弁護士がわかりやすく解説—

2011.12.8
木
10:00～16:30

《会場》広島ガーデンパレス
広島市東区光町1-15
TEL (082)262-1122
FAX (082)262-1131
JR広島駅新幹線口より徒歩5分

セミナー参加無料

去る9月16日、オバマ米大統領が特許改革法案(リーヒ・スミス米国発明法案)に署名し、米国の特許改革法が成立しました。改正の内容は、米国の先願主義への移行をはじめ、異議申立制度の採用、料金改定等多岐にわたる大改正であり、日本において、直ぐにも対応が必要な内容を含んでいます。

本セミナーは、日米の一線の弁護士を講師としてお招きし、米国の生の情報と日本における課題や留意事項等をわかりやすく解説いただきます。

産学官において研究開発や特許等に関わる方、産学官連携に関わる幅広い方の参加をお待ちしております。

開催要領

講師

- ・ Marc R. Labgold 弁護士(米国在住) 永島橋本法律事務所オフカウンセル
米国の弁護士、カリフォルニア工科大学よりPh.D.取得(化学/分子生物学)
米国における特許訴訟を多数経験

- ・ 永島 孝明 弁護士 永島橋本法律事務所

日本、米国、欧州における知的財産権に関わる訴訟やライセンス交渉、一般企業法務、国際取引等を御専門とする著名な弁護士、広島大学の顧問弁護士

講義形式 両弁護士から英語と日本語の解説を交えたお話をいただきます。質問の時間も十分に確保します。

資料 有、受講者に配布します。

昼食 交流会を兼ねたビュッフェスタイルの昼食会を行います。(希望者)

◇参加申込み◇

添付申込書を利用ください。

◇お問合せ◇

広島大学産学・地域連携センター

国際・産学連携部門 産学共同研究オフィス

TEL:082-421-3631 FAX:082-421-3639

ホームページ <http://www.hiroshima-u.ac.jp/techrd/>

米国特許法の大改正に関するセミナー

参加申込書

◇お申し込み方法◇

FAXかE-mailでお申し込みください。

【申込締切日】平成23年11月30日(水)

【定員】100名 ※定員に達し次第締め切らせて頂きます。

FAX:082-421-3639 E-mail:techrd@hiroshima-u.ac.jp

広島大学産学・地域連携センター 国際・産学連携部門 行

団体名(会社名)・大学名				
住所		〒 -		
連絡担当者	氏名		TEL	() -
	E-mail			

【参加者】

部署	役職	氏名	昼食交流会参加(2千円) ※○をお付けください。
			参加 ・ 不参加
			参加 ・ 不参加
			参加 ・ 不参加
			参加 ・ 不参加
			参加 ・ 不参加

※お申し込みの際にご提供いただきました個人情報は、申込み確認、次回以降の開催案内など本学の事業活動以外には使用いたしません。

◇お問合せ◇

広島大学産学・地域連携センター 国際・産学連携部門 産学共同研究オフィス

TEL:082-421-3631 FAX:082-421-3639

ホームページ <http://www.hiroshima-u.ac.jp/techrd/>